

【福祉事業所サービスの種類についてNo.2】

希望者対象の夏季休業期間中の実習は、いかがだったでしょうか。実際に事業所を見たり、体験実習を行ったりすることで、将来をイメージする良い機会となったことと思います。ですが、「まだまだ何を基準に決めればよいのか、また福祉サービス種の違いがわからない」というご相談を受けます。今回もそのような疑問を少しでも解消するために福祉事業所のサービスの種類についてご紹介します♪




まず、福祉事業所のサービスの種類は…

- ①生活介護
- ②就労移行
- ③就労継続支援 B 型(就 B)
- ④就労継続支援 A 型(就 A)
- ⑤自立訓練(生活訓練)

の5つに分類されます。



◆第二弾の今回は、④就労継続支援 A 型(就 A)について…です！

サービスの概要、利用可能年数、送迎、作業内容、注意点に分類して一覧にしました 

就労継続支援 A 型 (就 A)	サービスの概要	他の4種類のサービスと異なり、事業所と雇用契約を結ぶため、 最低賃金が保障 されます。事業所で仕事ができるため、サポートが充実しており、仕事をする環境が整っています。
	利用可能年数	原則無し(ただし雇用契約が有期の場合はこの限りではない)
	送迎	なし
	作業内容の一例	多岐にわたり、 施設内・施設外 でさまざまな作業に取り組みます。南河内地区周辺では、軽作業や衣服関係の作業をおこなっている事業所があります。
	注意点	就業時間が短いため、 月収は6~10万円前後 となる また作業内容のレベルが他のサービスと比べてかなり難しく、 また利用者と支援者の 人数比率も低い (利用者8~10名に対して支援者1名程度)

就労継続支援 A 型(就 A)は一般就労と同じように雇用契約を結びますが、一般就労と異なりサポート面や仕事をする環境面が充実しています。そのため最終的には就職をめざしているが、一般就労に対してまだ不安な気持ちがあったり、就職に向けたトレーニングが必要であったりする場合に契約を結ぶことが多いです。

○10月31日(木)、11月1日(金)10時~13時に南河内地区周辺の福祉サービス事業所様をお招きし、合同説明会を開催します。事前に参加申し込みを提出いただいておりますが、当日参加も可能ですので、ご都合がございましたらぜひご参加ください。

各福祉サービス事業所様のご協力のもと、10月15日(火)以降から学校ホームページに紹介スライドを掲載しています。当日説明を聞きたい事業所様を決める参考資料としてぜひ事前にご覧ください。詳細は右の QR コードよりアクセスください。

※駐車場は「展望台前駐車場」、「動物園跡地駐車場」となりますので、ご注意ください。

